

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本生企第189号  
平成31年2月22日  
宮城県警察本部長

宮城県警察の保護の取扱いに関する訓令の運用について（通達）

宮城県警察の保護の取扱いに関する訓令（平成17年宮城県警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。）の一部を改正し、平成31年3月1日から施行することとしたところであるが、その運用要領、留意点等は下記のとおりであるので、適正な運用を期されたい。

なお、これに伴い、「宮城県警察の保護の取扱いに関する訓令の運用について（通達）」（平成29年3月27日付け宮本生企第480号）は廃止する。

#### 記

### 1 総則

#### (1) 趣旨（第1条関係）

警察における保護の対象は、本来、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条の規定による保護のみであるが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による一時保護、少年法（昭和23年法律第168号）、少年院法（平成26年法律第58号）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の規定による同行状又は連戻状を執行した者の一時収容、更正保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定による引致状の執行、売春防止法（昭和31年法律第118号）第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定による収容状又は再収容状の執行、婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条第1項の規定による連戻し並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。）第75条第2項及び第99条第4項の規定による一時保護について、訓令では警職法等に基づく保護と同様の取扱いとし、これに関する取扱いの手續、方法等を定めるものである。

#### (2) 保護の責任（第4条関係）

警察署長は、保護の全般についての責任者であることを明示するとともに、保護の直接責任者である保護主任者には生活安全課長を、保護主任者不在の場合の職務代行者には副署長、刑事官、次長等を指定し、責任の所在を明らかにするものである。

### 2 保護

#### (1) 保護の着手と報告（第5条関係）

- ア 「保護を要する者を発見した場合」とは、警察官が自ら発見又は届出を受理した者が保護を要する者と認めた場合をいう。
- イ 「状況に応じた必要な措置」とは、交番・駐在所への搬送等の応急措置、現場の関係者からのその事情の聴取、家族等の住居などの調査等、現場及びこれに直結して行われる必要な措置をいう。
- ウ 前記ア又はイの措置を執った場合は、全て保護主任者に報告し、その指揮を受けて処理すること。この場合においては、保護カードを作成し、保護のてん末を明らかにしておくこと。
- エ 警察本部の部に置かれた課等に所属する警察官が第1項の措置を執った場合は、保護を要する者を発見した場所を管轄する警察署の保護主任者に報告し、その指揮を受けること。
- (2) 保護の場所についての指示等（第6条関係）
- 被保護者の区分に応じ、適当と認められる保護の場所の基準を掲げたものであるが、それ以外に民家、駅構内等現場付近において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、警察の責任で、その施設において保護することができ、その者が病人、負傷者等である場合には、必要により医師の診断又は治療を求めるよう配慮すること。
- (3) 保護カード（第7条関係）
- ア 保護カードは、第6条第1項各号及び第20条の保護室に関する特例の場所に保護した被保護者全てについて記載すること。
- イ 保護カードは、保護に着手した警察官又は当該保護について事情を把握している警察官が記載すること。
- (4) 被保護者の住所等の確認措置（第8条関係）
- ア 「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執る」とは、所持する財布、衣服のネーム、衣服のポケット内の名刺、定期券等から住所等を認知することをいい、これらの措置は、警職法第3条第1項第2号の病人、負傷者等については、本人の承諾が必要であることを明示したものである。
- イ 住所等の確認措置は、保護の場所で、保護主任者の指揮を受けた上で行うこと。
- ウ 立会人については、被保護者が女子である場合は、可能な限り成人の女子を立会人とするよう配慮するとともに、被保護者の身体に触れる確認措置を行う場合は、この立会人に当該確認措置を行わせること。
- (5) 事故の防止及び危険防止の措置（第9条・第10条関係）
- ア 警察官は、保護に当たって、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意するとともに、容態の急変等異常の発見に努め、異常を発見した場合は必要な措置を執ること。
- イ 被保護者を搬送する場合は、当該被保護者の身体の安全と受傷事故に十分配慮し、適切な手段・方法により行うこと。

また、車両を使用する場合は、被保護者の容態の急変等に対応することができるようにできる限り複数人で行うこと。

ウ 「被保護者の行動を抑止するための手段」とは、通常被保護者の腕、肩等を抑えるなどの手段又は保護室にあっては施錠するなどの手段をいうものであるが、危害を防止するため、それらの手段によって行動を抑止することができない場合には、戒具を使用することができる。ただし、これらの手段は、直接身体を制限するものであることから、被保護者の態様に応じた必要最小限度の手段を執ること。

また、戒具を使用する場合は、原則として保護主任者の指揮を受けることとし、緊急を要し、その指揮を受けるいとまがない場合は、事後速やかに保護主任者に報告すること。

エ 戒具として手錠を使用する場合は、手錠は被疑者に使用されるという一般の観念もあるので、その使用は、真にやむを得ない場合に限るのはもちろんのこと、使用に当たっては、被保護者が負傷することのないように留意するとともに、公衆の目に触れないよう配慮すること。

#### (6) 危険物等の保管（第11条関係）

ア 他の警察署の保護室を借用した場合であって、保護主任者が危険物、貴重品等を保管したのでは円滑な保護業務を行う上で支障を来すときに限り、保護主任者の指揮を受けた巡査部長以上の階級にある警察官が保管及び返還を行うことができる。この場合においては、払出し、返還等の都度、保護主任者に指揮を仰ぐとともに、複数人による確認を行うこと。

イ 危険物の保管に当たっては、法令によって所持が禁止されている物件を除き、相手方を説得して任意に提出させるものとするが、正常な判断能力を欠いている者が危険物を所持しているときは、保管することができる。この場合においては、衣服の上から触るなどの方法によって確認し、身体検査に当たることのないようにするとともに、保管物件の範囲も事故防止上やむを得ないと認められるものに限ること。

ウ 「紛失又は破損するおそれがあると認められる現金その他貴重品」とは、ポケットに無造作に入れてあるなどの状態で所持している現金等をいい、これらを保管する場合は、警職法第3条第1項第2号に規定する被保護者については、その承諾を得て行うこと。

エ 保管した危険物、貴重品等は、数量その他の事項を保護カードの所定欄に記載するとともに、適正に保管管理すること。

#### (7) 保護勤務員の措置（第13条関係）

指定された保護勤務員は、保護した被保護者ごとに、保護勤務日誌を作成すること。

また、監視の方法は、原則として対面監視によることとし、モニターによる監視はこれを補完するものとして使用すること。

#### (8) 異常を発見した場合の措置（第14条関係）

ア 「なお保護を要する状態にないかどうかを確認する」とは、逃走した者を手

配して連れ戻すのとは本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のまま、その場所を離れたときにその所在を発見して、その者の言動、行動、健康状態等を確認することをいい、逃走被疑者の手配と同視することのないように配慮すること。

また、確認の結果、酔いが覚めていたなど保護を要する状態がなくなっているときは、それ以上の措置を必要としないが、保護の要件を満たしている場合には、再び保護に着手すること。

イ 前記アにより再度保護した場合は、その保護の場所又は時間が近接しているときを除き、前の保護は、保護の場所を離れたときに解かれたものとし、後の保護に着手したときから、新たな保護が開始されたこととして処理すること。

#### (9) 関係機関への引継ぎ及び保護の解除（第16条・第17条関係）

ア 迷い子等で身柄引取人が容易に見つからない場合には、保護許可状を得てそのまま保護を継続することなく、児童相談所又は福祉事務所に通告して引き継ぐこと。

イ 警察の行う保護は、本来の保護責任者に引き渡すまでの応急措置であることから、保護の後、速やかに連絡して家族等に引き渡すのは当然であり、引取人がない場合でも保護の必要性がなくなった場合は、直ちにその保護を解除すること。

#### 3 保護室の設置（第18条関係）

保護主任者による保護室の随時点検に関する規定を追加した。

#### 4 保護室に関する特例（第20条関係）

「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、既に保護している者と同室させることが不相当と認められる者を保護する場合、迷い子（人）、行方不明者等で保護室の雰囲気になじまないものを保護する場合等をいう。

#### 5 保健所長への通報（第23条関係）

酩酊者規制法第7条の規定に基づく保健所長への通報は、精神保健福祉法第23条の規定による通報のように、被通報者を強制的に医療施設に入院させるといった性質のものでないことを理解しておくこと。

#### 6 児童等の一時保護等（第24条関係）

(1) 一時保護した児童、緊急同行をした少年等の中には、その性格、年齢等から見て保護室になじまない場合もあるので、これらについては待合室、相談室、補導室等において保護することも検討すること。

(2) 前記(1)の場合を除き、本条に規定する者については、同行状、連戻状等の執行中に一時保護室に収容するものであることから、施設といった逃走防止の措置にも配慮すること。

また、本条に規定する者が逃走したときは、当然これを捜索しなければならず、この限りにおいて第14条第2項の規定は準用する余地はない。

#### 7 雑則

(1) 被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置（第25条関係）

本条第2項の規定による児童相談所等への通告は、保護者がいない場合などの第16条第1項第2号の規定による通告とは異なり、保護者に監護させることが不適當である場合に行うものである。

(2) 被保護者と犯罪の捜査等（第26条関係）

保護に当たっては、被保護者と被疑者の取扱いを明瞭に区別し、保護に名を借りて、犯罪の捜査をすることのないようにするとともに、被保護者が犯罪者等であることが判明した場合にも、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ない場合のほか、被保護者について取調べなどをしてはならない。このことは、第25条第1項に規定する非行少年等であることが明らかとなった場合についても同様である。

(3) 災害時の措置（第27条関係）

地震、風水害、火災等の災害が発生した場合に、保護主任者が署長の指揮を受けて、被保護者を避難させる等必要な措置を執ることができる旨を明示した。